③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付、国総建第155号）

２）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年４月16日付、国総建第97号）

３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年１月22日付、国総建第335号）

④　監理技術者にあっては、確認資料提出日に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次の掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の契約期間において配置できること。

①　設計管理技術者

設計管理技術者は、下記の１）並びに２）に示す要件を満たす者で、かつ日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

イ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ロ）技術士［総合技術監理部門（建設－トンネル）又は（建設－施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者。

ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］の資格保有者。

ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格を有している者。

２）平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること。

イ）密閉型シールドトンネルの工事経験又は設計業務実績

②　照査技術者

照査技術者は、下記の１）に示す要件を満たす者でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

イ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ロ）技術士［総合技術監理部門（建設－トンネル）又は（建設－施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者

ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］の資格保有者。

ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格を有している者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　特定建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員の出資比率が２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から設計業務の見積合せの日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。また、工事の契約相手方決定の日において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、技術提案書提出期限の翌日から、工事の契約相手方決定の日までの期間について、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑽　本工事に、経常建設共同企業体として申請書及び確認資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び確認資料を提出することはできない。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の仕組み　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約締結と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に工事の価格等の交渉を行う。

価格等の交渉段階では、優先交渉権者と基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、工事の契約を締結する。

契約・協定の種類及び概要は以下の３通りとする。

①　設計業務契約：設計業務に関する優先交渉権者との契約

②　基本協定：工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定

③　工事請負契約：交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

⑵　技術提案書の提出　競争参加希望者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した確認資料を添付した申請書及び技術提案書を提出し、競争参加資格の確認を受け、ヒアリング実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書（内容の変更を希望しない場合など、当初提出の技術提案書を変更しない場合であっても、最終技術提案書として再度提出する。）および設計業務の参考見積書を提出すること。